

第16期定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

事業報告

- | | |
|-------------------------------|----|
| 1. 新株予約権等に関する事項 | 1頁 |
| 2. 会計監査人の状況 | 2頁 |
| 3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況 | 3頁 |

連結計算書類

- | | |
|--------------|-----|
| 連結株主資本等変動計算書 | 9頁 |
| 連結注記表 | 10頁 |

計算書類

- | | |
|------------|-----|
| 株主資本等変動計算書 | 36頁 |
| 個人注記表 | 37頁 |

【 事業報告 】

1. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

2. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

当社は、会社法に基づく会計監査ならびに金融商品取引法に基づく財務諸表監査及び内部統制監査を有限責任監査法人トーマツに委嘱しております。

なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はありません。

(2) 責任限定契約に関する事項

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	80百万円
② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	183百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区別しておらず、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 上記②の金額には、トーマツスクールセミナー受講による非監査業務の対価が含まれております。

(4) 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

当社監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員会は監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、監査等委員会は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社及び子会社の業務の適正を確保するための体制の内容は以下のとおりであります。

- ① 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
 - a. 企業行動憲章を制定し、当社及び子会社の役職員に対して、企業行動憲章により定められている企業活動の根本理念を十分に理解させることにより、法令等遵守の意識の徹底を図る。
 - b. 当社及び子会社の取締役が、法令・定款を遵守すること、ならびに企業理念に則った行動を取るよう、各社の取締役会及び経営会議等を通じて監視し、徹底を図る。
 - c. 当社及び子会社の役職員が日々の業務を行うにあたり遵守すべき基本的な行動基準を定め、当社及び子会社のコンプライアンス推進のための活動・統制を行う組織としてコンプライアンス委員会を設置する。また、コンプライアンス委員会の活動概要は定期的に取り締役に報告する。
 - d. 当社はパソナグループ全体を対象とする内部通報制度を設け、内部通報窓口を社内及び社外に設置し、パソナグループの使用人等からの通報による、組織的または個人に関わる法令に違反する恐れのある重大な事実等の未然の防止、早期把握に取り組む。
 - e. CIU室及びグループ内部監査室は当社及び子会社（上場子会社を除く）に対し内部監査を実施し、業務遂行の適正性、妥当性ならびに適法性を監査し内部統制の向上を図る。
 - f. 当社は、企業行動憲章に基づき、反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。また、不当要求等への対応を所管する部署を定めるとともに、事案発生時の報告及び対応に係る規程等の整備を行い、警察等関連機関とも連携し毅然と対応する。
 - g. 当社と利害関係を有しない社外取締役を選任し、取締役の相互監視・監督機能を強化することにより、適法性を確保する。
 - h. 常勤監査等委員ならびに当社と利害関係を有しない監査等委員である社外取締役による監視を行う。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の意思決定または取締役に対する報告に用いる重要な文書の作成、保存及び廃棄については制定された文書管理規程に基づき、実行されるよう徹底を図る。

③ 当社及び子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- a. 当社及び主要な子会社は危機管理について定められたリスクマネジメント規程により管理を行うとともに、役職員全員に危機管理マニュアルを周知することにより徹底を図る。
- b. リスクマネジメント体制における最高責任者はグループ代表とする。リスクに関する統括管理は当社及び主要な子会社に設置されたリスクマネジメント委員会が行い、コーポレートガバナンス本部の担当役付執行役員をリスクに関する統括責任者として指名する。
- c. リスクマネジメント委員会は、危機管理マニュアルに基づいて予め具体的なリスクを想定・分類し、有事の際には迅速かつ適切な情報伝達が行えるよう、整備を行っておく。
- d. 当社のCIU室及びグループ内部監査室は、当社及び子会社（上場子会社を除く）の各部署の日常的なリスク管理状況の監査を実施する。

④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 当社及び子会社の各取締役の職務執行については、各社において組織規程により業務分掌、職務権限を定め、これにより責任の明確化ならびに効率的な業務の遂行を図る。
- b. 当社は定例取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催する。また、監査等委員ではない取締役及び常勤監査等委員ならびに役付執行役員が出席する経営会議において、業務執行に関する経営課題を審議する。
- c. 子会社は会社の規模に応じて定例取締役会を毎月もしくは少なくとも四半期に1回以上開催するよう取締役会規程を定めており、当社の経営企画部が開催状況を定期的に確認する。また、子会社は必要に応じて臨時取締役会を開催する。
- d. 当社及び子会社の取締役会は、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督する。

⑤ 当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
上記①～④に掲げる事項のほか、

- a. 子会社の取締役または監査役を当社から子会社に派遣し、取締役会への出席及び監査役による監査を通じて経営の状況を把握し、監督する。
- b. 子会社（上場子会社を除く）とグループ経営契約を締結し、取締役等の職務執行に係る重要事項について当社が報告を受ける体制とする。
- c. 当社のCIU室及びグループ内部監査室は当社及び子会社（上場子会社を除く）の内部監査を実施し、その結果を常勤の取締役及び監査等委員ならびに役付執行役員が出席する内部監査報告会に報告し、状況に応じて必要な管理を行う。
- d. 財務報告の適正性確保のため、当社の内部統制委員会は内部統制委員会規程に基づき、内部統制評価計画の策定、グループ内部監査室が実施する内部統制評価のモニタリングを行い、内部統制報告書を作成し、取締役会へ提出する。

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会室を設置し、監査等委員会室の要員が専任の補助使用人として監査等委員会の職務の補助を行う。

⑦ 前号の取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性及び監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- a. 監査等委員会の補助使用人は当社の業務執行に係る役職を兼務せず、監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行する。
- b. 監査等委員会の補助使用人の人事異動・人事評価・懲戒処分には、監査等委員会の事前承認を得る。

⑧ 当社及び子会社の取締役及び使用人が当社の監査等委員会に報告するための体制及び当社の監査等委員会または子会社の監査役に報告をした者が報告をしたことを理由として不利益を受けないことを確保するための体制

- a. 当社及び子会社の取締役及び使用人は、会社の信用を著しく低下させる事項及び会社の業績を著しく悪化させる事項が発生し、または発生する恐れがあるとき、役職員による違法または不正な行為を発見したときは速やかにコンプライアンス・ホットライン規程に基づき内部通報窓口に通報することとする。内部通報窓口に通報があった内容は、当社ホットライン事務局（社内窓口）を通じて、ただちに当社の監査等委員会及び被通報者が所属する会社に報告する。
- b. 前項の報告者に対し、報告を理由とした不利益な取扱いを行わない旨を当社及び子会社のコンプライアンス・ホットライン規程に定めて徹底する。

⑨ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の処理の方針その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続き、その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理は、監査等委員からの申請に基づき適切に行う。
- b. 監査等委員会は、代表取締役社長、会計監査人、CIU室、グループ内部監査室、監査等委員会室及び子会社監査等委員または監査役と連携を強め、必要に応じて随時意見交換会を開催する。

(2) 運用状況

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般

当社及び子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社のCIU室、グループ内部監査室及び内部統制委員会（当事業年度は4回開催）がモニタリングし、改善を進めております。

グループ内部監査室及び内部統制委員会は金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」を行っております。

当社のグループ内部監査室は、子会社に対し、業務遂行の適正性、妥当性、適法性を確保するために、監査計画に基づき内部監査を実施しております。その監査結果については、取締役及び執行役員に報告し、再発防止策の協議を行っております。

② コンプライアンス

グループの全役職員の行動指針として「パソナグループ企業行動憲章」を定め、役職員に対する階層別の定期的なコンプライアンス研修を実施しております。また、当社及び子会社全体で共有する「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、コンプライアンスの徹底という基本原則をより確実に実施することを目的として、「パソナグループ行動規範」を規定しております。

法令遵守体制の点検・強化を当社のコンプライアンス委員会（当事業年度は12回開催）が中心となって実施し、当社及び子会社におけるコンプライアンス体制・状況等について、取締役会への報告を行っております。

「社会の問題点を解決する」という企業理念のもと、社会的責任（CSR）を果たすために、コンプライアンス委員会では当社及び子会社のコンプライアンスに関する課題の把握とその対応策の立案・実施をしており、重要な法令違反が発生した場合もしくは発生のおそれがある場合には、当該子会社と連携し、調査・是正・勧告措置を実施しております。

法令違反・不正行為等の早期発見及びそれらを未然に防止することで当社の社会的信頼を維持することを目的とし、パソナグループ・コンプライアンス・ホットライン規程を制定し、当社ホットライン事務局及び第三者機関を窓口とした内部通報制度「パソナグループ・コンプライアンス・ホットライン」を当社ならびに国内及び海外子会社に設置しており、通報内容がただちに当社の監査等委員会に報告される体制を整備しております。また、パソナグループ・コンプライアンス・ホットライン規程に通報者が不利益を受けない旨を規定しております。

③ リスク管理

当社の危機管理に関する基本的事項について定め、経営に重大な影響を及ぼす危機を未然に防止すること、及び万一発生した場合の被害の極小化を図ることを目的として、リスクマネジメント規程を制定し、当社グループのリスクに関する統括組織、リスクマネジメント委員会（当事業年度は1回開催）を設置しております。

危機管理マニュアルに基づき、予めリスクマネジメント委員会が具体的なリスクを一元的に想定・分類し、重要リスクを特定することにより、リスクの未然防止とともに万一発生した場合の迅速かつ的確な対応を図っております。また、災害を想定した訓練も適宜行っております。

④ 子会社経営管理

子会社の経営管理につきましては、当社の経営企画部にて子会社の経営管理体制を整備、統括するとともに、子会社（上場子会社を除く）との間で締結した「グループ経営契約」に則り、同契約が定める事前協議事項について、それぞれの当社の主管部門が、子会社から事前に承認申請または報告を受ける体制を整えております。

また、子会社が行う重要な業務執行については、当社の取締役会及び経営会議で審議・報告を実施しております。

当社のグループ内部監査室は、子会社（上場子会社を除く）に対する監査を実施しており、グループ経営に対応した効率的なモニタリングを実施しております。

⑤ 取締役の職務執行

「パナソニックグループ企業行動憲章」や役員取扱規程等の社内規程を制定し、取締役が法令及び定款に則って行動するように徹底しており、組織規程に業務分掌、職務権限を定め、これにより責任の明確化ならびに効率的な業務の遂行を図っております。

法令で定められた事項及び経営に関する重要事項については、事前に経営会議にて議論したうえで、取締役会に付議しております。当事業年度においては、取締役会は16回開催されており、活発な議論・意見交換がなされ、意思決定及び監督の実効性確保に努めております。

また、社外取締役を複数名選任し、かつ、取締役会等を通じて社外取締役から積極的な発言が行われる機会を設けることで、監督機能を強化しております。

⑥ 監査等委員会

社外取締役を含む監査等委員は、取締役会への出席及び常勤監査等委員による経営会議及びその他の重要会議への出席を通じて、内部統制委員会や内部統制に係る組織が担当する内部統制の整備、運用状況を確認しております。また、会計監査人、CIU室及びグループ内部監査室などの内部統制に係る組織と必要に応じて双方向的な情報交換を実施することで当社の内部統制システム全般をモニタリングするとともに、より効率的な運用について助言を行っております。

専任の補助使用人が所属する監査等委員会室を監査等委員会の直轄下に設置し、執行部門の組織から分離させており、補助使用人の異動、処遇等の人事事項は監査等委員会の事前承認を得たうえで、実施しております。

【 連結株主資本等変動計算書 】

(百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2022年6月1日残高	5,000	17,786	28,238	△2,378	48,646
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	-	-	△1,396	-	△1,396
親会社株主に帰属する 当期純利益	-	-	6,099	-	6,099
自己株式の取得	-	-	-	△0	△0
株式給付信託による 自己株式の処分	-	-	-	0	0
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動	-	△688	-	-	△688
連結子会社の増資による 持分の増減	-	△3	-	-	△3
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)	-	-	-	-	-
連結会計年度中の変動額合計	-	△692	4,703	0	4,011
2023年5月31日残高	5,000	17,094	32,941	△2,378	52,658

	その他の包括利益累計額				新 予 約	株 権	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計				
2022年6月1日残高	1,131	197	10	1,339	4	17,155	67,146	
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	△1,396	
親会社株主に帰属する 当期純利益	-	-	-	-	-	-	6,099	
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	△0	
株式給付信託による 自己株式の処分	-	-	-	-	-	-	0	
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動	-	-	-	-	-	-	△688	
連結子会社の増資による 持分の増減	-	-	-	-	-	-	△3	
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額 (純額)	△278	150	127	0	△1	467	465	
連結会計年度中の変動額合計	△278	150	127	0	△1	467	4,477	
2023年5月31日残高	853	348	138	1,340	2	17,622	71,624	

【 連結注記表 】

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

① 連結子会社の数 69社

② 主要な連結子会社の名称

株式会社パソナ
株式会社ベネフィット・ワン
ビーウィズ株式会社
パソナ・パナソニック ビジネスサービス株式会社
株式会社ニジゲンノモリ

③ 新規 4社

設立： 株式会社Awaji Nature Farm
株式取得： 株式会社ドゥアイネット
株式会社パソナジョイナス(注) 1

持分法適用会社からの変更： 株式会社プロフェリエ(注) 2

④ 除外 1社

株式会社JTBベネフィット(注) 3

(注) 1 株式会社かんでんジョイナスより商号を変更しております。

2 重要性が増したため、持分法適用会社から移行しております。

3 当社の連結子会社である株式会社ベネフィット・ワンと合併し、消滅しております。

(2) 非連結子会社の状況

① 非連結子会社の数 5社

② 主要な非連結子会社の名称

株式会社パソナフォース

③ 連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用会社の状況

① 持分法適用会社の数 5社

② 主要な持分法適用会社の名称

株式会社イー・スタッフィング
株式会社全国試験運営センター
サークレイス株式会社

③ 除外 4社

株式会社VISIT東北(注)1
株式会社GM7(注)1
株式会社ブリッジ・フォース(注)2
株式会社プロフェリエ(注)3

(注)1 保有する株式会社VISIT東北の全株式を売却したため、同社及び同社の子会社である株式会社GM7を持分法適用の範囲から除外しております。

2 清算結了により、持分法適用会社から除外しております。

3 重要性が増したため、連結子会社に移行しております。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社

① 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の数 6社

② 主要な持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称
株式会社パソナフォース

③ 持分法を適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法適用の範囲から除外しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法
その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

- ・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

③ 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

- ・商品 主に移動平均法
- ・貯蔵品 最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

- ・建物（附属設備を含む）及び構築物

定額法（ただし、2016年3月31日以前に取得した建物附属設備及び構築物は定率法）

- ・その他の有形固定資産

主に定率法

② 無形固定資産（リース資産を除く）

- ・ソフトウェア 社内における利用可能期間（10年以内）に基づく定額法
- ・顧客関係資産 その効果の発現する期間（9～22年）に基づく定額法

③ リース資産

- ・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な繰延資産の処理方法

社債発行費

社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

(4) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 役員株式給付引当金

「役員株式給付規程」に基づく取締役及び役付執行役員への株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

⑤ 従業員株式給付引当金

「株式給付規程」に基づく従業員等への株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社は、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客との契約から生じる収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ5：履行義務の充足時に（または充足するにつれて）収益を認識する。

なお、当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な

履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）の詳細は、「(収益認識に関する注記)」に記載しております。

(6) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に充てるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、発生年度の翌連結会計年度に一括損益処理しております。

③ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間（5～20年）を見積り、均等償却を行っております。のれんの金額が僅少なものについては、発生時に一括償却しております。

(8) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として、繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしているため、金利スワップは特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：金利スワップ

ヘッジ対象：借入金

③ ヘッジ方針

金利等の相場変動リスクの軽減、資金調達コストの低減、または将来のキャッシュ・フローを最適化するためにデリバティブ取引を行っております。短期的な売買差益の獲

得や投機を目的とするデリバティブ取引は行わない方針であります。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動を半期ごとに比較し、両者の変動額を基礎にして、ヘッジの有効性を評価することとしております。なお、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、ヘッジの有効性の評価を省略しております。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 地方創生ソリューションセグメントに属する固定資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

		(単位:百万円)
	科目名	金額
有形固定資産	建物	7,996
	構築物	3,579
	土地	183
	リース資産	165
	建設仮勘定	140
	その他	909
有形固定資産合計		12,974
無形固定資産	ソフトウェア	400
	リース資産	0
	その他	5
無形固定資産合計		405
投資その他の資産	その他	86
投資その他の資産合計		86
固定資産合計		13,466

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当連結会計年度の連結計算書類に計上されている有形固定資産、無形固定資産等合計61,031百万円のうち13,466百万円は、地方創生ソリューションセグメントに属する複数の商業施設運営事業に関する固定資産であります。

地方創生ソリューションセグメントについては、主に、各商業施設を資産のグルーピング単

位としております。当該セグメントは当連結会計年度において、2,877百万円の営業損失を計上しており、一部の資産グループについては減損の兆候を把握しております。固定資産減損損失の認識要否を判断するにあたっては、経営者により承認された資金生成単位ごとの事業計画を基礎として割引前将来キャッシュ・フローを算定しております。

割引前将来キャッシュ・フローの見積りにおける重要な仮定は、事業計画における利用者数の拡大による成長であります。

当該セグメントは、人件費等の固定的な費用が多く、商業施設の開設後に利用者数が一定水準に至るまでの期間において費用負担が先行するため営業損失が継続している状況にあります。また、天候や災害等の影響で利用者が減少する可能性や、利用者への訴求力増加施策が不十分であった場合や利用者の高い満足度を得られない場合に利用者数が想定を下回る可能性があります。

飲食事業やアミューズメント事業、宿泊事業を展開する当該セグメントは、新型コロナウイルス感染症拡大による旅行・レジャー需要の縮小の影響を受けておりましたが、その環境下でも当社グループは、アフターコロナを見据え、積極的に新規施設の開設を進めてまいりました。当期においては、国内の観光客は増加しており、また直近では各国からの入国制限緩和により、外国人訪日客数も増加、今後も更なる来客増が見込まれます。

固定資産の減損会計等の会計上の見積りについては、現状の業況ならびに連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づき、国内旅行の更なる活性化や、海外からの観光客の増加、また当社もパピリオンを出展予定の2025年の大阪・関西万博の波及効果や相乗効果も見込まれると仮定して見積りを行っております。

国内レジャー需要ならびにインバウンド需要の見通しを含む、会計上の見積りには不確実性が伴うため、固定資産の減損会計に係る仮定に変更が生じることにより、翌連結会計年度において、固定資産の減損損失の計上が必要となる可能性があります。

2. 旧株式会社JTBベネフィットに係る無形固定資産及びのれんの評価

連結子会社である株式会社ベネフィット・ワン（以下、「ベネフィット・ワン」という。）は、当連結会計年度末において、顧客関係資産7,961百万円及びのれん5,529百万円を連結貸借対照表に計上しております。これは、2021年10月29日に株式会社JTBベネフィット（以下、「旧JTBベネフィット」という。）を取得した際に発生したものです。「3. 会計方針に関する事項」に記載のとおり、顧客関係資産及びのれんについてそれぞれ効果の発現する期間である22年及び20年で定額償却を行っておりますが、減損の兆候があると認められる場合に

は、減損損失の認識の要否を判定する必要があり、減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上することとしております。

旧JTBベネフィットを取得した際の顧客関係資産及びのれん算定に用いた事業計画による将来キャッシュ・フロー予測では、割引率ならびに将来キャッシュ・フロー予測における既存顧客の減衰率を重要な仮定と判断しております。既存顧客の減衰率が当初の見込みから下方乖離すると、旧JTBベネフィット取得時の事業計画を達成できず、顧客関係資産及びのれんの価値を毀損するため、既存顧客の減衰率を用いて減損の兆候を評価しております。なお、ベネフィット・ワンは、当連結会計年度において「えらべる倶楽部」を「ベネフィット・ステーション」へ統合を進めておりますが、統合により「ベネフィット・ステーション」へ移管した会員についても、旧JTBベネフィット福利厚生会員数として捉えております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 現金及び預金

「現金及び預金」の中には、受託案件に係る顧客からの一時的な預り金が含まれており、当社グループによる使用が制限されております。

預り金	74,869百万円
-----	-----------

2. 担保資産

(1) 担保に供している資産(帳簿価額)

建物	474百万円
土地	25百万円
計	499百万円

(2) 担保に係る債務(帳簿価額)

短期借入金	90百万円
長期借入金	1,305百万円
計	1,395百万円

3. 有形固定資産の減価償却累計額 16,181百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度 期末株式数 (株)
普通株式	41,690,300	—	—	41,690,300

2. 自己株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度 期末株式数 (株)
普通株式	2,516,094	26	600	2,515,520

(注) 1. 当連結会計年度末の自己株式（普通株式）には、株式給付信託（BBT）が保有する当社株式424,862株及び株式給付信託（J-ESOP）が保有する当社株式297,514株が含まれております。

2. 自己株式（普通株式）の株式数の増加26株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

3. 自己株式（普通株式）の株式数の減少600株は、株式給付信託（J-ESOP）の給付による減少であります。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2022年7月15日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1,396百万円	35円	2022年5月31日	2022年8月5日

- (注) 1. 配当金の総額には、株式給付信託 (BBT) 及び株式給付信託 (J-ESOP) が基準日時点で保有していた当社株式に対する配当金25百万円が含まれております。
2. 1株当たり配当額には、特別配当5円が含まれております。

(2) 当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2023年7月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1,396百万円	35円	2023年5月31日	2023年8月10日

- (注) 配当金の総額には、株式給付信託 (BBT) 及び株式給付信託 (J-ESOP) が保有する当社株式に対する配当金25百万円が含まれております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金調達についてはグループCMS (キャッシュ・マネジメント・システム) によるグループ資金の有効活用を図る一方で金融機関からの借入及び社債発行も行っております。また、資金運用については、その対象を十分な流動性を有する安全性の高い短期の預金等に限定しております。なお、デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、大半が取引先企業との業務または資本提携等に関連する株式であり、市場価額の変動リスクに晒されている有価証券も一部ございます。

営業債務である買掛金及び未払費用は、そのほとんどが1年以内の支払期日でありませ

借入金、社債及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に運転資金及び設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。ヘッジの有効性の評価方法は、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

営業債権に係る信用リスクについては、各社の社内規程に従い、期日・残高管理を行いつつスクリーニングも行っております。回収懸念先については月次の与信会議にて信用状況を把握する体制としております。

② 市場リスクの管理

長期借入金の金利変動リスクについては、分割弁済によりその影響を緩和するとともに、当社財務経理部において管理しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っております。

上場株式については、四半期ごとに時価の把握を行うとともに、非上場株式については発行企業の財務状況を把握したうえで取引企業との関係を勘案しつつ保有状況の見直しをしております。

③ 流動性リスクの管理

当社財務経理部ではグループ月次預金残高報告を受けるとともに、グループCMSにより各社の流動性リスクを随時管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年5月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、含まれておりません((※3)参照)。

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
投資有価証券	3,232	3,232	－
敷金及び保証金	7,773	7,644	△128
資産計	11,006	10,877	△128
社債	3,810	3,756	△53
長期借入金	43,505	43,121	△384
リース債務	1,307	1,294	△13
負債計	48,623	48,171	△451
デリバティブ取引 (※2)	－	－	－

(※1) 現金及び預金、受取手形、売掛金、未収還付法人税等、買掛金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等、預り金については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含まれております。

(※3) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	3,207

(※4) 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については記載を省略しております。当該出資の連結貸借対照表計上額は146百万円であります。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における調整されていない相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	2,801	—	—	2,801
社債	—	430	—	430
資産計	2,801	430	—	3,232

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	7,644	—	7,644
資産計	—	7,644	—	7,644
社債	—	3,756	—	3,756
長期借入金	—	43,121	—	43,121
リース債務	—	1,294	—	1,294
負債計	—	48,171	—	48,171

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式及び社債は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社グループが保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

敷金及び保証金

主としてオフィスの賃借時に差し入れている敷金・保証金であり、償還予定時期を見積り、安全性の高い長期の債券の利回りを基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債及びリース債務

これらの時価は、元金金の合計額と当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

元金金の合計額と当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しております。変動金利による長期借入金の一部は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元金金の合計額を、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、長期借入金は全てレベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					合計	連結 計算書類 計上額
	HRソリューション			ライフ ソリューション	地方創生 ソリューション		
	エキス パート サービス、 BPO サービス他	キャリア ソリュー ション	アウト ソーシング				
売上高							
エキスパートサービス	146,655	—	—	—	—	146,655	146,655
BPOサービス	139,290	—	—	—	—	139,290	139,290
HRコンサルティング、 教育・研修、その他	7,563	—	—	—	—	7,563	7,563
グローバルソーシング	9,654	—	—	—	—	9,654	9,654
キャリアソリューション	—	13,893	—	—	—	13,893	13,893
アウトソーシング	—	—	41,779	—	—	41,779	41,779
ライフソリューション	—	—	—	7,686	—	7,686	7,686
地方創生ソリューション	—	—	—	—	6,055	6,055	6,055
顧客との契約から 生じる収益	303,164	13,893	41,779	7,686	6,055	372,579	372,579

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

① エキスパートサービス

エキスパートサービスは、派遣スタッフを募集・登録し、顧客である企業等へ派遣する「労働者派遣事業」を行っております。

エキスパートサービスにおける履行義務は、当社グループと雇用契約を締結した派遣スタッフを派遣先企業に派遣し、契約に合意された期間にわたって、約束した派遣サービスを提供することであり、当該履行義務は、契約期間にわたり稼働時間の経過につれて充足されると判断

し、稼働時間を基に収益を認識しております。

なお、顧客から受け取る派遣スタッフに係る通勤交通費見合いの額は派遣業務に係るサービス提供の対価の一部であり、当社グループの役割が本人に該当する取引と判断し、総額で収益を計上しております。

当該事業は、履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間が通常は1年以内であるため、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素の調整は行っていません。

② BPOサービス

BPOサービスは、顧客から受付、総務、営業事務、経理、給与計算、営業・販売等の業務を当社グループが受託しBPOサービスを提供しているほか、当社グループであるビーウィズ株式会社が自社開発のデジタル技術等を活用したコンタクトセンター・BPOサービスの提供を行っております。

BPOサービスにおける履行義務は、顧客から委託された業務を契約期間内に完成し成果物を引渡すことのほか、当社グループが自己の責任・管理の下で委託された業務を行うサービスを提供することであり、当該履行義務は、成果物の引渡しが必要な契約については、顧客に当該成果物を引渡した時点で充足されると判断し、当該成果物を引渡した時点または顧客が検収した時点で収益を認識しております。また、当社グループが自己の責任・管理の下で委託された業務を行う契約については、契約期間にわたり毎月均一のサービスを提供する場合には、期間定額で収益を認識し、毎月のサービス内容に大きな変動がある場合には、発生したコストを基に収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができる時まで、原価回収基準により収益を認識しております。

当該事業は、履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間が通常は1年以内であるため、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素の調整は行っていません。

③ HRコンサルティング、教育・研修、その他

HRコンサルティング、教育・研修、その他は、フリーランスや上場企業の元役員等、特定領域に深い知見を持つ専門家等のプロフェッショナル人材による経営支援のほか、企業やパブリックセクターから受託している教育・研修事業や、グローバル企業の人材の一元管理を支援するタレントマネジメントシステムの導入・活用に関するコンサルティング等を行っております。

HRコンサルティングにおける履行義務は、主に経営課題に対するコンサルティングを行う経営支援サービスを提供することであり、当該履行義務は、契約期間にわたり毎月均一のサービスを提供するため、期間定額で収益を認識しております。

教育・研修における履行義務は、主に顧客企業に社員に対する階層別研修、グローバル人材育成、ビジネスマナー研修サービスを提供することであり、当該履行義務は、研修を実施した時点で充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

HRコンサルティング、教育・研修、その他のいずれの事業も、履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間が通常は1年以内であるため、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素の調整は行っておりません。

④ グローバルソーシング

グローバルソーシングは、海外において、人材紹介、人材派遣・請負、給与計算、教育・研修等のフルラインの人材関連サービスを提供しております。グローバルソーシングにおける履行義務は、顧客に対して実施するサービスの性質に応じて、①エキスパートサービス、②BPOサービス、⑤キャリアソリューション等と同様の会計処理を行っております。

グローバルソーシングのいずれの事業も、履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間が通常は1年以内であるため、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素の調整は行っておりません。

⑤ キャリアソリューション

キャリアソリューションは、転職・就職の希望者を募集・登録し、同時に求人情報を収集して相互のニーズをマッチングする有料職業紹介事業である「人材紹介」、ならびに、企業の人事戦略に基づいて転身を支援する「再就職支援」を行っております。

人材紹介における履行義務は、顧客企業が求めるキャリア・能力等を有する人材を紹介するサービスを提供することであり、当該履行義務は、当社グループから顧客企業へ紹介した人材である紹介者が顧客企業に所属し、顧客企業が便益を享受できる時点において充足すると判断し、当該紹介者が顧客企業に入社した時点で収益を認識しております。

また、取引価格の算定において、当社グループから顧客企業へ紹介した人材である紹介者が入社後の一定期間内に退社した場合、対価の一部を返金することが契約に定められているものについては、過去の実績等により返金額を見積り取引価格に含め、返金負債を計上するとともに収益より控除しております。返金額の見積りは、収益の重大な戻入が生じない可能性が非常に高い範囲でのみ認識しています。

人材紹介事業は、履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間が通常は1年以内であるため、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素の調整は行っておりません。

再就職支援における履行義務は、顧客企業の退職者または退職予定者等のサービス利用者に対して、転職・再就職や独立起業等のキャリア支援サービスを提供することであり、当該履行義務は、当社グループと顧客企業が合意した契約に定められた期間にわたり当該利用者に対し再就職支援サービスを継続的に提供し、当該利用者がサービス提供を受けると同時に顧客は便益を得ると判断し、期間定額で収益を認識しております。なお、サービス提供期間について更新の定めのある契約については、事業年度末において、利用者についての前5事業年度のサービス開始から決定等までの実績をもとに算定された平均決定期間を算出し、その期間にわたり、期間定額で収益を認識しております。

再就職支援事業は、利用者がサービス提供を受ける開始時期によって、対価を受領してからサービス提供まで1年を超えることがあります。利用者のサービス開始時期によって対価の額は変動しないことから、重要な金融要素は含まれていないと判断しております。

⑥ アウトソーシング

アウトソーシングは、顧客が、当社グループである株式会社ベネフィット・ワンの運営する会員組織の法人会員となり、法人会員の従業員(個人会員)が福利厚生メニューを利用できる福利厚生・パーソナル・CRM事業、当該会社の運営するプログラム(インセンティブ・ポイント)を導入した顧客企業の従業員等の認定利用者に対する奨励ポイントの発行・管理運営・ポイント交換アイテムの提供を行うインセンティブ事業、ならびに、健診サービス、保健指導及びワクチン接種支援等のヘルスケア事業等を行っております。

福利厚生・パーソナル・CRM事業における履行義務は、主に、顧客企業から月会費を収受し、顧客企業の従業員または協業先企業の顧客等の会員に対して、福利厚生サービス「ベネフィット・ステーション」を提供すること、また、顧客企業に対して、「ベネフィット・ステーション」利用実績の管理・報告及び利用料金や補助金の管理・精算等の業務を提供することであり、当該履行義務は、契約期間にわたり均一のサービスを提供するものであるため、サービスを提供する期間にわたり収益を認識しております。

会員から受け取る対価の内、サービスの提供に応じて会員に対して付与される「ベネポ」については、将来利用されることが見込まれる金額相当を別個の履行義務として「契約負債」に計上しており、「ベネポ」が利用された時点及び失効した時点で収益を認識しております。当該「ベネポ」については、過去の利用率等に基づき将来利用されることが見込まれる金額相当

額の見積計算を行い、別個の履行義務として会員から受け取る会費を配分しております。

インセンティブ事業における履行義務は、主に、インセンティブ・ポイントを導入した顧客企業の従業員等の認定利用者に対して、インセンティブ・ポイントを発行し、ポイント交換アイテムを提供すること、また、顧客企業に対して、当該プログラムの管理運営等の業務を提供することであり、交換アイテムの引渡しをもって、認定利用者にアイテムの法的所有権、物理的占有、所有に伴う重大なリスク及び経済価値が移転し、履行義務が充足されると判断し、交換アイテムの提供が完了した時点で収益を認識しております。

ヘルスケア事業における履行義務は、主に、顧客企業の従業員等に健診サービス、保健指導及びワクチン接種等の健康支援サービスを提供すること、また、顧客企業に対して、健康支援サービスに関する結果報告、精算及びデータ管理等の業務を提供することであり、健診サービスについては、業務完了時点で収益を認識しており、保健指導及びワクチン接種支援については、一定期間にわたって収益を認識しております。

また、ヘルスケア事業における健診サービス、ワクチン接種支援については、他の当事者が関与しており、当社グループの役割が当該他の当事者によりサービスが提供されるよう手配すること等のため、代理人に該当する取引と判断し、純額で収益を認識しております。

アウトソーシングのいずれの事業も、履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間が通常は1年以内であるため、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素の調整は行っておりません。

⑦ ライフソリューション

ライフソリューションは、認可・認証保育所、企業内保育施設、学童保育の運営等を行う保育事業、デイサービスや訪問介護等を行う介護事業、家事代行業等を行っております。

保育事業における履行義務は、自治体との契約により園児数、保育士数等の一定の要件に応じた保育園の運営を行うことであり、主に毎月の保育の実施を行った時点で、契約に定められた要件に基づき算定された額を収益として認識しております。また、企業との契約により保育サービスを提供する場合には、当該履行義務は、契約期間において、園児等を預かり、一定の保育サービスを提供することであり、毎月の預かり園児数及び保育時間をもとに収益を認識しております。

介護事業における履行義務は、毎月のケアプランに基づくサービスを提供することであり、サービスを提供した時点でケアプランの内容に応じて収益を認識しております。

家事代行サービスにおける履行義務は、清掃・料理提供等のサービスを提供することであり、サービスを提供した時点で稼働時間をもとに収益を認識しております。

ライフソリューションのいずれの事業も、履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間が通常は1年以内であるため、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素の調整は行っておりません。

⑧ 地方創生ソリューション

地方創生ソリューションは、地域の特産品や既存の施設を活用した飲食事業やアミューズメント事業、宿泊事業のほか、地域活性化のための観光促進や企業誘致に関する事業を行っています。

地方創生ソリューションにおける履行義務は、主に顧客に対して飲食、アミューズメントサービス、宿泊サービスを提供することであり、当該履行義務は、飲食物の提供、アトラクションの利用、宿泊施設の使用によって充足されるため、顧客に財またはサービスを提供した時点で収益を認識しております。

当該事業は、履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間が通常は1年以内であるため、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素の調整は行っておりません。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係ならびに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	40,973	41,047
契約資産	10,008	11,577
契約負債	8,453	7,488

契約資産は、主にBPOサービスにおける契約について、期末日現在で部分的に完了しているが未請求の業務支援サービスに係る対価に対する当社グループ会社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社グループの権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該業務支援サービスに係る対価は、受託した業務が全

て完了し、顧客へ業務報告書等を提出した後、顧客の検査を受け、請求した時点で売掛金に振り替えております。契約負債は、主に、キャリアソリューションの再就職支援における契約について、利用者がサービス提供を受ける前に顧客より受領した分の前受金に関するもの、アウトソーシングのインセンティブ事業におけるインセンティブ・ポイントについて、顧客企業が顧客企業の従業員等にインセンティブ・ポイントを付与する時を基準日として前受しているもの及び福利厚生・パーソナル・CRM事業における契約について、サービスの提供に応じて会員（個人）に対して付与される「ベネポ」に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益のうち、期首時点で契約負債に含まれていた金額は5,724百万円です。また、当連結会計年度において、過去の期間に充足（または部分的に充足）した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。

当該履行義務は、主にBPOサービスにおける契約であり、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。なお、顧客との契約から受け取る対価の額に、取引価格に含まれていない重要な変動対価の額等はありません。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
1年以内	35,357
1年超2年以内	15,407
2年超3年以内	8,018
3年超	13,419
合計	72,203

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	1,378円40銭
2. 1株当たり当期純利益	155円70銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている株式給付信託 (BBT) 及び株式給付信託 (J-ESOP) に残存する自社の株式は、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益の算定上、期末発行済株式総数及び期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

当連結会計年度における1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数及び期中平均株式数は、株式給付信託 (BBT) はいずれも424,862株であり、株式給付信託 (J-ESOP) は297,514株及び297,664株であります。

(追加情報)

1. 当社の株式給付信託

(1) 株式給付信託 (BBT)

当社は、2015年8月19日開催の株主総会決議に基づき、2015年10月26日より業績連動型株式報酬制度として株式給付信託 (BBT) (以下「BBT制度」という。)を導入しており、その対象者は評価対象事業年度の9月1日時点において取締役 (監査等委員である取締役、社外取締役及び非業務執行取締役を除く。)及び役付執行役員 (監査等委員会設置会社移行直前に取締役であった者に限る。)として在任していた者 (以下「取締役等」という。)としております。

① 取引の概要

BBT制度の導入に際し、「役員株式給付規程」を制定しております。当社は、制定した役員株式給付規程に基づき、将来給付する株式を予め取得するために、信託銀行に金銭を信託し、信託銀行はその信託された金銭により当社株式を取得しました。

BBT制度は、役員株式給付規程に基づき、取締役等にポイントを付与し、そのポイントに応じて、取締役等に株式を給付する仕組みです。

企業会計基準委員会が公表した「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)を参考に取締役等に対しても同取扱いを読み替えて適用し、BBT制度に関する会計処理としては、信託の資産及び負債を企業の資産及び負債として貸借対照表に計上する総額法を適用しております。

役員株式給付規程に基づく取締役等への株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき役員株式給付引当金を計上しております。

② 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額 (付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末の当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、544百万円及び424,862株であります。

③ 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

該当事項はありません。

(2) 株式給付信託 (J-ESOP)

当社は、2015年10月26日より、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的に当社従業員ならびに当社子会社の役員及び従業員（以下「従業員等」という。）に対して自社の株式を給付するインセンティブプランとして株式給付信託 (J-ESOP)（以下「J-ESOP制度」という。）を導入しております。

① 取引の概要

J-ESOP制度の導入に際し、「株式給付規程」を制定しております。当社は、制定した株式給付規程に基づき、将来給付する株式を予め取得するために、信託銀行に金銭を信託し、信託銀行はその信託された金銭により当社株式を取得しました。

J-ESOP制度は、株式給付規程に基づき、従業員等にポイントを付与し、そのポイントに応じて、従業員等に株式を給付する仕組みです。

企業会計基準委員会が公表した「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）を適用し、J-ESOP制度に関する会計処理としては、信託の資産及び負債を企業の資産及び負債として貸借対照表に計上する総額法を適用しております。

株式給付規程に基づく従業員等への株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき従業員株式給付引当金を計上しております。

② 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、379百万円及び297,514株であります。

③ 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

該当事項はありません。

2. 連結子会社の株式給付信託

(1) 株式給付信託 (BBT)

当社の連結子会社である株式会社ベネフィット・ワン（以下「ベネフィット・ワン」という。）は、2016年6月29日開催の株主総会決議に基づき、2016年9月2日より、

ベネフィット・ワン取締役（業務執行取締役に限る。以下同じ。）に対する業績連動型株式報酬制度として株式給付信託（BBT）（以下「BBT制度」という。）を導入しております。

また、ベネフィット・ワンは、2019年6月25日開催の株主総会において、主として監査等委員会設置会社への移行に伴い、従前の監査役会設置会社における取締役に対するBBT制度に係る報酬枠を廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除くものとし、業務執行取締役に限る。以下同じ。）に対する業績連動型株式報酬に係る報酬枠の設定を改めて決議しております。

また、ベネフィット・ワンは、2021年6月24日開催の株主総会において、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）が2021年3月1日に施行されたことに伴い、取締役に対する業績連動型株式報酬の報酬枠の設定を改めて決議しております。

① 取引の概要

BBT制度の導入に際し、「役員株式給付規程」を新たに制定しております。ベネフィット・ワンは、制定した役員株式給付規程に基づき、将来給付する株式を予め取得するために、信託銀行に金銭を信託し、信託銀行はその信託された金銭によりベネフィット・ワン株式を取得しました。

BBT制度は、役員株式給付規程に基づき、ベネフィット・ワン取締役にポイントを付与し、そのポイントに応じて、ベネフィット・ワン取締役に株式を給付する仕組みです。

企業会計基準委員会が公表した「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）を参考にベネフィット・ワン取締役に対しても同取扱いを読み替えて適用し、BBT制度に関する会計処理としては、信託の資産及び負債を企業の資産及び負債として貸借対照表に計上する総額法を適用しております。

「役員株式給付規程」に基づくベネフィット・ワン取締役へのベネフィット・ワン株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき役員株式給付引当金を計上しております。

② 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

該当事項はありません。

(2) 株式給付信託 (J-ESOP)

ベネフィット・ワンは、2016年7月28日開催の取締役会決議に基づき、2016年9月2日より、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的として、ベネフィット・ワン従業員ならびにベネフィット・ワン子会社の役員及び従業員（以下「従業員等」という。）に対して同社の株式を給付するインセンティブプラン株式給付信託 (J-ESOP)（以下「J-ESOP制度」という。）を導入しております。

① 取引の概要

J-ESOP制度の導入に際し、「株式給付規程」を新たに制定しております。ベネフィット・ワンは、制定した「株式給付規程」に基づき、将来給付する株式を予め取得するために、信託銀行に金銭を信託し、信託銀行はその信託された金銭によりベネフィット・ワン株式を取得しました。

J-ESOP制度は、「株式給付規程」に基づき、従業員等にポイントを付与し、そのポイントに応じて、従業員等に株式を給付する仕組みです。

企業会計基準委員会が公表した「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）を適用し、J-ESOP制度に関する会計処理としては、信託の資産及び負債を企業の資産及び負債として貸借対照表に計上する総額法を適用しております。

「株式給付規程」に基づく従業員等へのベネフィット・ワン株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき従業員株式給付引当金を計上しております。

② 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

該当事項はありません。

【 株主資本等変動計算書 】

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本 合 計
		資 本 準備金	その 他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	その 他 利 益 剰余金	利 益 剰余金 合 計		
					繰越利益 剰 余 金			
2022年6月1日残高	5,000	5,000	7,653	12,653	3,443	3,443	△2,338	18,757
事業年度中の変動額								
剰余金の配当	-	-	-	-	△1,396	△1,396	-	△1,396
当期純利益	-	-	-	-	2,033	2,033	-	2,033
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	△0	△0
株式給付信託による 自己株式の処分	-	-	-	-	-	-	0	0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	636	636	0	637
2023年5月31日残高	5,000	5,000	7,653	12,653	4,080	4,080	△2,338	19,394

	評価・換算差額等		純資産合計
	その 他 有 価 証 券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
2022年6月1日残高	1	1	18,758
事業年度中の変動額			
剰余金の配当	-	-	△1,396
当期純利益	-	-	2,033
自己株式の取得	-	-	△0
株式給付信託による 自己株式の処分	-	-	0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	△0	△0	△0
事業年度中の変動額合計	△0	△0	637
2023年5月31日残高	1	1	19,396

【 個別注記表 】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 重要な資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

・建物（附属設備を含む）及び構築物

定額法（ただし、2016年3月31日以前に取得した建物附属設備及び構築物は定率法）

・その他の有形固定資産

定率法

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア 社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法

(3) リース資産

・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 繰延資産の処理方法

社債発行費

社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

なお、当事業年度末における計上はありません。

(4) 役員株式給付引当金

「役員株式給付規程」に基づく取締役及び役付執行役員への株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(5) 従業員株式給付引当金

「株式給付規程」に基づく従業員等への株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(6) 退職給付引当金

従業員の退職給付に充てるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、発生年度の翌事業年度に一括損益処理しております。

5. 重要な収益の計上基準

当社の収益は、主として子会社からの経営企画収入及び配当収入となります。経営企画収入については、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務が実施された時点で当社の履行義務が充足されることから当該時点で収益を認識しております。

配当収入については、配当金の効力発生日をもって認識しております。

6. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として、繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしているため、金利スワップは特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：金利スワップ

ヘッジ対象：借入金

③ ヘッジ方針

金利等の相場変動リスクの軽減、資金調達コストの低減、または将来のキャッシュ・フローを最適化するためにデリバティブ取引を行っております。短期的な売買差益の獲得や投機を目的とするデリバティブ取引は行わない方針であります。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動とヘッジ手段の相場変動を半期ごとに比較し、両者の変動額を基礎にして、ヘッジの有効性を評価することとしております。なお、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、ヘッジの有効性の評価を省略しております。

(2) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

(表示方法の変更に関する注記)

損益計算書

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めておりました「協賛金収入」(前事業年度0百万円)は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 地方創生ソリューションセグメントに属する固定資産の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	科目名	金額
有形固定資産	建物	4,765
	構築物	581
	工具、器具及び備品	343
	土地	154
	リース資産	1
	建設仮勘定	77
有形固定資産合計		5,925
無形固定資産	ソフトウェア	3
	その他	2
無形固定資産合計		6
投資その他の資産	その他	1
投資その他の資産合計		1
固定資産合計		5,933

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当事業年度の計算書類に計上されている有形固定資産、無形固定資産等合計22,909百万円のうち5,933百万円は、地方創生ソリューションセグメントに属する固定資産であります。固定資産の減損会計等の見積りについては、「連結注記表（会計上の見積りに関する注記）」に記載しているため、注記を省略しております。

2. 地方創生ソリューションセグメントに属する関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

科目名	金額
関係会社株式	5,821

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当事業年度の計算書類に計上されている関係会社株式35,880百万円には、市場価格がない株式が含まれております。そのうち、地方創生ソリューションセグメントに属する関係会社株式が5,821百万円含まれており、当事業年度において、関係会社株式評価損を879百万円計上しております。

市場価格のない関係会社株式の減損処理の要否は、取得原価と実質価額とを比較することにより判定されており、実質価額が取得原価に比べ50%以上低下したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、実質価額まで減損処理する方針としております。減損判定の基礎となる実質価額の算定にあたっては、子会社が保有する固定資産に関する減損の認識の要否を考慮する必要があり、その見積りの内容に関する情報については、連結計算書類の「連結注記表（会計上の見積りに関する注記）」に記載しております。

子会社が保有している固定資産について減損損失の認識が必要と判断された場合、実質価額の算定及び投資の評価損の金額に大きな影響が生じる可能性があり、さらに実質価額がマイナスとなった場合には当該会社への債権及び債務保証に係る損失やこれらを超えて当該会社で発生する損失の負担に備えるため、損失見込み額に対する引当金の計上が必要になる可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	3,162百万円
2. 保証債務	
借入金に対する債務保証	
株式会社ニジゲンノモリ	1,435百万円
ファシリティローンに対する債務保証	
PT. Dutagriya Sarana	46百万円
旅行業代理店業務に対する債務保証	
長崎ダイヤモンドスタッフ株式会社	6百万円
3. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務	
関係会社に対する短期金銭債権	7,483百万円
関係会社に対する短期金銭債務	25,763百万円
関係会社に対する長期金銭債権	39百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高の総額	
売上高	14,183百万円
売上原価	17百万円
販売費及び一般管理費	3,730百万円
営業取引以外の取引高	395百万円

2. 関係会社株式評価損

特別損失の関係会社株式評価損は、連結子会社の財政状態等を勘案し計上したものであります。なお、地方創生ソリューションセグメントに属する関係会社株式評価損については、「(会計上の見積りに関する注記) 2. 地方創生ソリューションセグメントに属する関係会社株式の評価」に記載のとおりであります。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度 期末株式数 (株)
普通株式	2,516,094	26	600	2,515,520

- (注) 1. 当事業年度末の自己株式（普通株式）には、株式給付信託（BBT）が保有する当社株式424,862株及び株式給付信託（J-ESOP）が保有する当社株式297,514株が含まれております。
2. 自己株式（普通株式）の株式数の増加26株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
3. 自己株式（普通株式）の株式数の減少600株は、株式給付信託（J-ESOP）の給付による減少であります。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減価償却超過額	459百万円
貸倒引当金	47百万円
賞与引当金	33百万円
未払事業所税	9百万円
未払事業税	2百万円
未払費用	9百万円
会社分割に伴う関係会社株式	843百万円
投資簿価修正	736百万円
関係会社株式評価損	3,690百万円
繰越欠損金	1,756百万円
資産除去債務	74百万円
フリーレント賃料	807百万円
その他	479百万円
繰延税金資産小計	<u>8,950百万円</u>
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△1,756百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△6,044百万円
評価性引当額小計	<u>△7,800百万円</u>
繰延税金資産合計	<u>1,149百万円</u>

繰延税金負債

前払年金費用	△50百万円
その他有価証券評価差額金	△0百万円
資産除去債務	△44百万円
その他	△49百万円
繰延税金負債合計	<u>△145百万円</u>

繰延税金資産の純額

1,004百万円

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度から、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 当社の子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金または出資金 (百万円)	事業の内容	関連当事者との関係	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	株式会社 パソナ	東京都 港区	100	人材派遣、 BPO (委託・請負)、人材紹介、再就職支援事業	経営管理 資金の預り 役員の兼任 (2名)	所有 直接100.0	資金の預り (注) 2	8,476	CMS 預り金	13,485
							利息の支払	16		
							経営企画収入 (注) 1	2,916	売掛金	320
							配当収入	6,000		
子会社	株式会社 ベネフィット・ワン	東京都 新宿区	1,527	福利厚生 代行サービス事業	役員の兼任 (1名)	所有 直接51.16	配当収入	2,923	売掛金	—
子会社	株式会社 パソナ テック	東京都 港区	100	人材派遣、 BPO (委託・請負)、人材紹介事業	経営管理 資金の預り	所有 直接100.0	資金の預り (注) 2	988	CMS 預り金	1,023
							利息の支払	1		

種類	会社等の名称	所在地	資本金または出資金(百万円)	事業の内容	関連当事者との関係	議決権等の所有(被所有)割合(%)	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	株式会社ニジゲンノモリ	兵庫県淡路市	100	アニメパーク「ニジゲンノモリ」の運営、地方創生事業等	資金の預け 役員の兼任 (1名) 債務の保証	所有 直接99.90 間接0.10	資金の預け (注) 2	2,789	CMS 預け金	3,279
							利息の受取	11		
							債務の保証 (注) 4	1,435	-	-
子会社	株式会社パソナHS	東京都港区	100	人材派遣BPO(委託・請負)、人材紹介事業	資金の預り	所有 間接100.0	資金の預り (注) 2	1,003	CMS 預り金	1,361
							利息の支払	2		
子会社	株式会社パソナJOBHUB	東京都港区	50	人材派遣BPO(委託・請負)、人材紹介事業	経営管理 資金の預り	所有 直接100.0	資金の預り (注) 2	1,274	CMS 預り金	1,173
							利息の支払	2		
子会社	株式会社パソナふるさとインキュベーション	兵庫県淡路市	30	地方創生事業等	資金の預り 増資の引受 役員の兼任 (1名)	所有 直接100.0	土地・設備の 賃貸	173	未収入 金	80
							増資の引受 (注) 3	1,000	-	-
子会社	パソナ・パナソニックビジネスサービス株式会社	大阪府大阪市	20	総務事務アウトソーシング事業	資金の預り 役員の兼任 (1名)	所有 直接66.50	資金の預り (注) 2	1,527	CMS 預り金	1,958
							利息の支払	3		

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 経営企画収入の金額については、グループ会社経営管理のための当社の必要経費を基準として合理的に決定しております。
2. 資金の預け及び預りは、当社が当社グループ各社との間で契約締結しているCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）に係るものであり、利息は市場金利を勘案して合理的に決定しております。また、取引金額は期中平均残高を記載しております。
3. 当社が株式会社パソナふるさとインキュベーションに対して1株につき50,000円を出資したものであります。
4. 株式会社ニジゲンノモリの借入金に対する債務保証を行ったものであります。
5. その他の取引条件については、当社と関連を有しない他社とほぼ同様の条件あるいは市場価格を勘案して一般取引条件または協議により決定しております。

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 5. 重要な収益の計上基準」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 495円 11銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 51円 90銭 |
- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 株主資本において自己株式として計上されている株式給付信託 (BBT) 及び株式給付信託 (J-ESOP) に残存する自社の株式は、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益の算定上、期末発行済株式総数及び期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。当事業年度における1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数及び期中平均株式数は、株式給付信託 (BBT) はいずれも424,862株であり、株式給付信託 (J-ESOP) は297,514株及び297,664株であります。

(追加情報)

1. 株式給付信託 (BBT)

取締役 (監査等委員である取締役、社外取締役及び非業務執行取締役を除く。) 及び役付執行役員 (監査等委員会設置会社移行直前に取締役であった者に限る。) に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する注記については、「連結注記表 (追加情報)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

2. 株式給付信託 (J-ESOP)

当社従業員ならびに当社子会社の役員及び従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する注記については、「連結注記表 (追加情報)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。